

令和6年度南丹市消防委員会

会 議 録

日 時 令和6年8月6日（火）
午前9時30分から午後0時20分
場 所 南丹市役所中央庁舎防災会議室

令和6年度南丹市消防委員会

日 時 令和6年8月6日（火）午前9時30分から午後0時20分

場 所 南丹市役所中央庁舎防災会議室

委員出席 10名中9名出席

木村 隆彦 会 長（明治国際医療大学教授）

野中 大樹 副会長（南丹市消防団長）

西田 武志 委 員（南丹市消防団副団長）

清水 範子 委 員（南丹市消防団女性分団副分団長）

中島 勲 委 員（前南丹市消防団長）

廣瀬 功 委 員（自主防災組織南地区自主防災会長）

田尻 学 委 員（京都中部広域消防組合園部消防署長）

田鶴 悟 委 員（南丹市代表区長日吉地域代表区長）

福原 敏幸 委 員（京都府南丹広域振興局地域振興・連携部長）

（欠席 木村 節子 委 員（南丹市女性ネットワーク会議会長））

傍 聴 人 0名

事 務 局 危機管理監

森 雅彦

（説 明 員）危機管理課長

畠中 寿

危機管理課課長補佐

山崎 博

危機管理課 危機管理防災係長

寺田 利裕

- 次 第
- 1 開 会
 - 2 辞令交付
 - 3 市長あいさつ
 - 4 委員会成立報告
 - 5 会長選任
 - 6 市長諮問
 - 7 会長あいさつ
 - 8 諮問事項協議
 - 9 閉 会

(1) 諮問第1号 消防団員定数について

(2) 諮問第2号 機能別団員の創設について

(3) 諮問第3号 消防団員報酬（出動報酬を除く）について

(4) 諮問第4号 消防団の組織見直しについて

《会議録》

発 言 者	内 容
事務局（畠中課長）	（音声データーを基に文書化しております。一部読解できない箇所等は、要約又は前後の文脈から予想し文書化しておりますことをご承知おきください。） それでは定刻まで若干早いんですが、おそろいになりましたので、当会議を開催させていただきたいと思います。 本日は、令和6年度南丹市消防委員会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 ただいまより、令和6年度南丹市消防委員会を開催させていただきます。 私、本委員会の事務局を担当させていただきます。 総務部、危機管理課課長の畠中でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 それでは初めに、辞令交付を実施させていただきます。 委員のお名前を読み上げますので、読み上げられましたら、ご起立をお願いしたいと思います。 南丹市消防団団長、野中 大樹 様。 同じく、同副団長、面田 武志 様。 同じく、女性分団副分団長、清水 範子 様。 前消防団 団長、中島 勲 様。 京都中部広域消防組合園部消防署長、田尻 学 様。 明治国際医療大学教授、木村 隆彦 様。 自主防災組織、南地区自主防災会、廣瀬 功 様。 南丹市女性ネットワーク会議会長、木村節子様におかれましては、本日欠席ということで、お伺いしております。 続いて、南丹市代表区長、日吉地域代表区長、田鶴 悟 様。 京都府南丹広域振興局新地域振興連携部長、福原 俊幸 様。 以上代表をいたしまして、南丹市消防団長 野中大樹様に辞令交付を報告いたします。 それでは、皆様を代表して、野中大樹様の方に、委嘱状をささせていただきます。
西村市長	委嘱状 野中大樹様。 南丹市消防、消防委員に委嘱します。

事務局（畠中課長）	任期は令和８年７月３１日までとします。 令和６年８月１日 南丹市長 西村良平 お世話になります。 よろしくお願いします。 なお、その他の皆様につきましては、机上に配付させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。 どうぞよろしくお願い申し上げます。
危機管理監 森	続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 危機管理監、森でございます。 森でございます。 連日、熱中症警戒アラートが発表される中ではありますが、本日南丹市消防委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には大変ご多忙にもかかわらず、ご臨席賜り、誠にありがとうございます。 本日、４件につきまして、諮問をさせていただいております。 慎重審議賜りますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。
事務局（畠中課長）	はい。 続きまして、危機管理課長補佐、山崎でございます。
事務局（山崎課長補佐）	山崎です。よろしくお願いします。
事務局（畠中課長）	同じく、危機管理防災係長の寺田でございます。
事務局（寺田係長）	寺田でございます。よろしくお願いします。
事務局（畠中課長）	開会にあたりまして、一言。 市長からご挨拶をさせていただきます。
西村市長	連日暑い日が続いておりますと、皆様も体調管理、大変ご苦労いただいております。 特に中部広域消防の方にお尋ねしておりますと、今年は、熱中症で搬送される人がものすごく増えとるんではないかというふうに尋ねましたら、そんなに増えてない。しかし、若干はやはりそういう方も多いということですが、田舎ですの

で、いわゆる都市のはね返りの、暖房、冷房熱によります気温の上昇というのはまだ強いかもしれませんが、しかし作物の高温障害なども、もう心配もされておりますし、また、臭虫ですね、かなり、水田で発生しておったり、そういった意味では、この気象というのが気になります。

特に先般、春より３回警報が出ております。また、大きな被害はございませんでしたが、やはり山間部の美山中心に小さな災害が出たという程度でございます。しかしこれからいろいろ台風シーズンにも入って参りますし、非常に防災面で気になるところでございます。

そういった防災活動で、常備の消防の組織、しっかり取り組んでいただいておりますが、地域においては、地域の非常備消防（消防団）の活動というのが、防災活動では、非常に大きな、役割を果たすことは皆さん、もう経験的にもよくご存じいただいておりますし、また火災においては、組織的な、大きな体制での、いわゆる消火活動までの初期消火が非常に被害を、小さく食い止める大切な活動でもありそういった意味でも、地域の消防団の活動存在というのは、本当に欠かせず住民にとっては、頼りになるというような状況です。

常々野中団長様を中心として、旧４町の非常に多くの消防団員が組織的に訓練に励み、また機器の日頃の整備、そして、ちょこちょこ、雑草火災等も南丹市ではよく発生しております。建物の火災も、残念ながら全焼というようなことも今年に入ってから、起こっておりますし、大変そういう意味では、消防団の活躍によるところが非常に大きいというふうに思います。

そういった中で、全国的には、消防団員の確保がなかなか進まないと話があります。少子高齢化の中で、次々消防団員が更新しされ、若い人がどんどん入ってくるというような、そういう状況は非常に厳しいというふうに聞いております。

かなりの割合で団員数が全国的には減っています。

南丹市でも、合併時もととも定員１７００人の消防団ですが、それが今は１３００人を切っております。

国では、やはりもう少し待遇面も考えていくべきです。あるいは、組織的に給付している個人支給の消防団員報酬等をしっかり、個々に渡していくということも大切であろう、いわゆる処遇の改善なども求められておるところでございます。

本市では、現在、非常に財政的にゆとりがないということで、ここを上手く乗り切っていくために、財政の健全化プランというものを出しながら、財政とのバランスもうまくなりながら、しかし、いつまでも、近隣に比べても非常に低い、消防団の報酬を放っておくことはできないということで、消防団自身の野中団長様からもいろいろご依頼、またご指摘も受けておるところでございます。

また、南丹市で最近は何日に火災が起きると駆けつける消防団員がいない。それほどやはり若い人が地域から減っていると、ということで、いてもたってもたまず、やはりOBの方なんかが非常に心配をされて、いざというときは我々も何とか頑張る必要があるということで、そういった意味では、機能別団員の消防団ということで、OBの助けを得たいというような感じでございますけれども、そういう、皆さん方の活躍が安心できる、つまり、何かあったときに、補償ですね、保険がきっちりかかるようなそういう仕組みを考えて欲しいということでございますとか、あるいは団員定数もちろん、非常に確保しにくい中で、地域によって、市消防団の団の見直しですね。体制の見直しなども行われておりますし、合併のときには、それで最適であろうということで、本団のもとに、各支団という、旧町の消防団、それを配置して、そして、分団、各部、各班というふうにピラミッド型のしっかり下に伝えられる、上から下に伝えられるような体制を組んでおるんですが、もう合併して20年近くになってまいりまして、このあたりで、臨機応変に、縦割りも少し頭でっかちになっとるんじゃないかということで、消防団の中でもいろいろご議論をいただいておりますが、少しスリム化といいますか組織をシンプルにしているということも、今回提案させていただいているところです。

そういったことで、長々と申しておりますが、いずれにしても、次の時代に向けて、しかも、少子高齢化、過疎化が急速に進む中で、しかしながら、地域に信頼いただけるような、そういう消防団の体制づくりというのを、皆さん方の知恵を拝借しながら、少し検討いただけないかということで、4項目、今回諮問をさせていただいておりますので、十分にご審議を皆さん方のお力、お知恵を、拝借できますようお願いしたいと思います。

なお、消防団では団員の報酬と合わせて出動手当というのが全国的に対応されておるところでございます。

事務局（畠中課長）	なかなか、財政的にはゆとりがない中で、1つずつ積み上げていきたいということで、今回は団員報酬のみ諮問をさせていただき、今後、近隣の状況とか、また考え方も整理したりしながら、出動報酬のことにつきましても、改めて、消防委員会への諮問を、していく必要があるというふうに考えておりますので、今回の諮問の後、まだ、どんなことで皆さん方にご相談をさせてもらうかわかりませんが、よろしくお願いを申し上げまして、少し長くなって恐縮でございますが、開会にあたってのご挨拶に代えさせていただきますと思います。 どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。
西村市長	ありがとうございました。 次に、本日の委員会でございますが、南丹市消防委員会条例第5条第2項の規定によりまして、委員の半数以上が出席をいただいておりますので本日の委員会が成立していることを申し上げます。 続きまして会長選任に移ります。 南丹市消防委員会条例第4条第1項の規定によりまして、委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により選出するとされております。 どなたか推薦等ございますでしょうか。
事務局（畠中課長）	何か素案みたいなのはないのですか。
委 員	はい。事務局といたしましては、明治国際医療大学教授の木村先生に、会長お世話になってはいかがかと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。
事務局（畠中課長）	異議なし。 異議がないということですので、会長は木村様ということで、お世話になりたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。 また副会長につきましては、南丹市消防団の団長を務められております。 野中様にお世話になってはと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。 それでは異議がないようでございますので副会長は野中様

西村市長	ということでお世話になりたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、市長から委員への諮問へとお進めさせていただきます。 早速ではございますが、市長より消防委員会へ諮問をさせていただきます。 (席替え実施) それでは、ただいまから、諮問をさせていただきたいと思います。 少し読み上げをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 南丹市消防委員長様、消防委員会への諮問について、下記について貴委員会へ諮問をいたします。 記。 諮問第1号、消防団員定数について 諮問第2号、機能別団員の創設について 諮問第3号、消防団員報酬(出動報酬を除く)について 諮問第4号、消防団の組織の見直しについて 以上でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。 よろしくお願いいたします。
事務局（畠中課長）	ありがとうございました。 ここで市長は他の公務のため退席をさせていただきます。
西村市長	それでは皆さん大変お世話になりますが、どうぞひとつよろしく願いいたしたいと思います。 またその後、状況、情勢が変わりましたらまた今日相談いただいてる内容も、先々見直す必要が出てきた場合にはまた皆さん方にも、ご相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします申し上げまして、ここで失礼をさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。
事務局（畠中課長）	それでは会議を進める前に、会長よりご挨拶をちょうだい

木村会長	したいと思います。 皆さん改めましておはようございます。 明治国際医療大学の木村と申します。 先ほど、この会の会長を仰せつかりました。 ふつつかですけれどもどうぞよろしくお願いいたします。 少しだけ私の自己紹介だけさせていただきます。 私は現在明治国際医療大学救急救命学科で教鞭をとっております。 もともとは消防職員でございまして、兵庫県の赤穂市消防本部、私の地元なんですけども、そこで35年間勤務しておりました。 救急の現場ってのが多かったわけなんですけども、消防全般の経験を積ませていただきまして、3年間早期退職をしました。 その後フィリピンの地方政府の防災救急救助の出動をあたっていました。 ちなみに、消防職員を退職するときは、消防団等地域防災を担う管理職という形で、消防団担当課長という役職で、勤務しており、それで退職しております。 在職中に、先ほど市長から諮問いただいたこの4件、このようなことについて、消防職員、消防団を担当するものとして、消防団といろいろな調整やが市役所の方との調整をしてきましたので、そのような経験が役に立ちまた南丹市の消防体制の円滑な推進に寄与できればと思っております。 どうかよろしくお願いいたします。
事務局（畠中課長）	ありがとうございました。 この後の進行につきましては、会長の木村様にお願いいたします。 どうぞよろしくお願いいたします。
木村会長	はいそれでは早速議事の方に入らせていただきます。 まずは諮問第1号、消防団員の定数についてでございます。 これにつきまして事務局よりご説明の方お願いいたします。
事務局（寺田係長）	危機管理課の寺田でございます。 そして私の方から説明いたします。 座って説明いたします。

	それでは、諮問第1号、消防団員定数について説明をいたします。 消防団員の定数の改正について諮問されるものでございます。 資料1ですね、黄色と白のこちらのものと、あと参考資料1と書いてあるホッチキス止めがございますので、そちらを見ていただきながら、ご確認いただきたいと思います。 まず資料1、こちらの黄色と白のものでございますけれども、消防団員数の推移ということで、一番左側に基準日ということで、平成18年、合併のときから、令和6年までの基準日に対しまして、基準日の横の太枠のところ、消防団員数ということで、消防団員の実人数でございます。 その横に本団女性園部、八木、日吉、美山とございますが、その横の太枠のところに、定数がございまして、基準日毎の消防団員の実人数と、定数の方を書かせていただいています。 南丹市消防団は、平成18年1月1日に定数1700人以内にして発足したものでございますが、その後、消防団員数は減少し、平成22年12月15日に定数1550人以内という形で訂正をしています。こちらの平成22年の1550人以内というのが、今の条例で生きております定数でございます。 基本的には、消防団員は3月31日に退団されまして、4月1日に入団式がありますので、南丹市消防団員の団員数の推移は、毎年4月1日の人数で、一覧を掲載しております。 令和4年以降ですね、本団人数が、4から31、68とかに増えているんですけども、こちらの方は、学生の団員を本団の所属とした形から、こうした形で増えております。 それ以前にも、学生団員の入団がございましたが、日吉支団の所属ですとか、女性分団の所属としておりましたが、令和4年度以降は、本団の所属という形で整理をさせていただいたということで、本団の人数が増えておるという形でございます。 また学生団員の入団時期としましては、学校に入学されてから、団員募集をされて、入団をされるという形で、必ずしも学生団員は4月1日に入団されるというわけではございません。 令和4年については、7月1日付けの人数をしておりますけれども、令和4年度は、5月、6月に少しずつ学生団員が入団されまして、7月1日にはある程度、まとまった人数が
--	---

	そろってきたという形になっておりますので、令和4年は7月1日時点で、学生の方々が入られた後の人数で、集計をしております。 そのあとの、令和5年と令和6年は、5月1日付けで、学生団員の方は、まとまって入団されておりますので、令和5年、令和6年は、5月1日付の人数で、集計をさせていただいたところでございます。 それで、令和6年の5月1日時点で、団員数が1286人となっております。 消防団員の確保はなかなか難しく、今後、団員数の増加が見込めないために、実情に合わせて、定数を1300人以内という形に改めたいと考えております。 消防団員の退職報償金の掛金ですとか、消防団員等の公務災害補償の掛金、消防団員等福祉共済の掛金、また、京都府消防協会の負担金などは、定数に基づいて、金額が算定されるために、定数の改正により実情に合った運営が行われるということから、改正をしたいという形で考えております。 こちらの条例というものでございますので、議会で承認をいただいた後、条例改正の必要が必要な事項でございますけれども、こちらの方を進めていきたいという形で考えておりますので、今回の諮問をさせていただきます。 以上でございます。
木村会長	ありがとうございました。 先ほど説明につきまして、何か委員の皆様、ご質問等ございますでしょうか。 事務局の方からは定数を1300に変更したいということによろしいですか。
事務局（寺田係長）	はい。
木村会長	1300という数字が出ているわけですが、実際にいかがでしょう。何か不都合がございますでしょうか。 消防団の方からいかがでしょう。
野中副会長	消防団からなんですけど、事務局の方から説明があったとおりで年々減少してる中、1300っていうような数字は、次の諮問でもありますとおり、機能別団員、OB団員の増加も含めて割っている。その分見越しての1300人というこ

	とで、ぜひ皆さんにはご理解をいただきたいなと思っております。
木村会長	学生とOB、この後の審議されることになりますけども、機能別消防団員の数も含めて1300ということによろしいです。
事務局（畠中課長）	機能別団員は1300人とは別に考えております。
事務局（寺田係長）	条例の書き方はですね、他の市町村を見ておりますと、消防団員の定数は幾ら、機能別消防団員は幾らという形で2段書で分けて書かれたりしておりますので、また後ででてきます機能別団員のところはまた別に、定数を設けていきたいなと考えています。
木村会長	ということは例えばですね、現在の消防団数で言えば1286名となっておりますが、ここの学生の分を引けば、1200少しというふうになります。 そういう形で考えていけばいいということですね。
田鶴委員	学生団員は今何人ですか。
事務局（寺田係長）	学生団員はですね、今64です。
田鶴委員	ありがとうございます。
木村会長	皆さんの方から何かご意見ございますでしょうか。 ちょっと乱暴な話になるのかもしれませんが、例えばこの1300を例えば1000にするとかそういう考えはないということによろしいでしょうか。これ以上、現在のところ減らす必要はないということによろしいですか。
田鶴委員	これ以上減らすと、保険がややこしくなるんですかね。保険管理がややこしくなる。今居る団員数よりより悪くなるのではないか。
事務局（寺田係長）	今団員の方は全員保険に加入していますので、その方たちは全員これからも保険に入ってくださいつもりです。

木村会長	京都府からの助成の件とかも国からのお金のこと全てに関わってくると思うのですが、一応算定のベースとしては、1300で、計算をして大体南丹市の現状に合うというふうに考えてよろしいですか。 この後も多分消防団の方でも具体的に話が進んでいくんだと思いますが、定数を減らすということは、それぞれの地区園部、八木、日吉、美山、それぞれの想定される団員の数も消防団員の中では考え変更していくんだと思いますが、それによってその地域それぞれで消防体制に不備を生じるということはないですか。
野中副会長	はい。ありません。
木村会長	そしたら消防団の関係の委員の皆様とあと学識経験の委員の皆様ございますが、それぞれの地域のこととか、照らし合わせて、問題はございませんか。 (沈黙) 特に反対意見もありませんがこれで諮問1に対する回答といたしまして1300に定数を変更する、このように決定させていただいてよろしいでしょうか。
参加者	はい。はい。
木村会長	ありがとうございます。 そしたら第1号の諮問議案につきましては、定数を1300に変更するということで決定をさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
事務局（畠中課長）	こちらについては9月議会の議案として、改正を事務的に進めて参りたいと考えております。
木村会長	はい。承知いたしました。 9月議案、議会に上程するということでございますので、皆様の方もご理解の方お願いいたします。 それでは続きまして、諮問第2号に移らせていただきます。 機能別消防団員の創設についてということでございます。 それでは事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局（寺田係長）	はい。

	続きまして諮問第２号、機能別消防団員の創設について説明をいたします。 資料２－１の方をご確認いただきたいと思います。 こちらの資料２－１でございますけれども、総務省の、消防庁、のホームページに掲載されておる内容の抜粋でございます。 こちらの方ですね機能別団員分団制度とはいう形の説明が載っておって、こちらを抜粋させていただいてるわけでございますが、より多くの方に参加いただくために、消防団員には、機能別消防団、分団という制度があります。「それぞれの能力やメリットを活かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲で活動ができます。」という形の記載がございます。 ご覧のようなですね、機能別消防団員ということで、火災予防広報団員だったりとか、ＯＢ団員、下のところでは機能別消防分団ということで、バイク部隊であったり、女性消防分団、水上バイク団員、大規模災害のみに活動する分団であったり、いろんな形の、いろんな機能別の団員ですとか分団が紹介されています。 南丹市の消防団の実情といたしましては、今、動いておられます学生団員の、皆様については、消防車両ですとか、詰所を持たないということから、活動ですね、主に予防活動や、広報活動に限定して実施をいただいております。 あと時代の流れとともに、平日の日中は、仕事の関係で、地元におられない方ですとか、所管の消防団とは別に、住居を構えておられる方、例えば美山支団に所属はしているけれども、お住まい園部町という方も増えてきまして、火災の発生の際に、すぐに現場に駆けつける団員の方が少なくなっている現状がございます。 一方で、消防団規則というものが、参考資料２のちょっと１つめくっていただきましたら、青のマーカーで記載しておりますけれども、こちらの消防規則において、「消防団以外は、消防車に、乗車させてはならない。」といった規定があります。 今までは、火災発生時などには、地域の方や、消防団のＯＢの方ですね、自家用車などでいち早く現場に駆けつけていただいて、消火活動に従事され、延焼を防いでいただいているといった事もございます。 消防団ＯＢの方にも、消防団の組織として、何か火災現場では、消防団長の指揮のもと、行動し、消防車に乗車して活
--	--

	動できるものとして、位置づけるために、機能別消防団の創設を考えておるところでございます。 こういった中で、南丹市消防団で組織してはどうかと考えてるものが、資料２－２でございます。 こちらの総務省の、消防庁の次のページのところの横向けの資料です。機能別団員の創設について、のところでございます。 資料２－２です。 それぞれ名称は今、仮という形でさしていただいておりますけれども、１つが、学生機能別団員、といったものでございます。 予防活動と、広報活動を行う団員で、有事の活動を行わないというような団員でございます。 現在の学生団員を、学生機能別団員に位置づけることを考えております。 現在、今はおられます学生団員は、こちらの学生機能別団員になっていただこうかなということで考えております。 ２つ目は、消防ＯＢ団員でございます。 火災の風水害、大規模災害等の活動として、いち早く現場に駆けつけ、有事のみ活動する団員という形でございます。 消防署の職員のＯＢの方ですとか、消防団員のＯＢの方を中心に、新たに募集することとしたいと考えております。 こちらの表で書かせていただきますけれども、年額報酬については、年間を通じた活動がある、学生の機能別団員には、支給をいたしまして、年間を通じた活動がない、消防ＯＢ団員には、年額報酬は支給しない方向に考えております。 また、出動報酬は、災害出動や、訓練出動の出動時間に応じて支払うものでして、南丹市では今後創設を予定しておるのですけれども、出動報酬は、それぞれの出動時間に応じて支給するという形で考えております。 また、それぞれ活動が限定されることから、学生機能別団員消防ＯＢ団員共に、消防団の退職報償金は、それぞれ支給は「なし」という形で考えておりまして、また万が一の活動中のけが等が想定されますので、今後、公務災害補償と消防団員福祉共済の加入はあり、という形で考えておるところでございます。 一般の団員と違うところは、退職報償金はなしですが、一般の方々と同じで、公務災害補償ですとか、福祉共済の適用はありといったところで考えております。
--	---

	ただし、福祉共済で書いておりますが、OB団員の方は年齢が結構高い方も想定されるわけでございますけども、加入できる者の条件としまして、年齢が80歳6ヶ月未満の者、こうした保険加入条件がございますので、それを満たす方につきましては、加入ありという形で考えるものでございます。 以上、こちら諮問の2つ目の機能別消防団の創出についての説明でございます。
木村会長	はい。ありがとうございました。 それでは先ほどの事務局からの説明に基づきまして、委員の皆様からご意見ございますでしょうか。
清水委員	学生機能別団員なんですけれども、有事の活動はしないというふうに書かれてるんですか。出動報酬の支給について出動に応じて「あり」となっているので、これは有事は出ないけれども、出た場合は支給するということですか。
事務局（寺田係長）	そうですね。もちろん、自主的にやる方もあるでしょうし、また出動報酬で後から出てきますが、有事の災害出動というのと、訓練出動というものでございまして、これら出動された方にも支給する考えでございます。
木村会長	はい。よろしいでしょうか。 その他にいかがでしょうか。
野中副会長	有事の際の活動はしないで、消防団員で入団した限りはこの予防活動、広報活動、啓蒙活動も全部含めてだと思えます。それで、学生たちには出動命令は出さへんっていう意味の有事の活動はしないと思うのです。というのは自分が知った限りには駆けつけて、消防活動なり、災害活動には従事してもらおうとは思っておりますし、学生たちもそう思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいなと思っております。
木村会長	そうですね、私自身、会長という立場でございますが大学の方で、学生団員の方を面倒見させてもらってます関係で、ちょっとご理解いただければと思いますが、実際いろんな出動の情報を得て現場に駆けつける学生もいるんですね、ごく少数ではございますが、でその学生たちは、実は機能別云々ではなくて自分たちで分団として認めてもらいたいという意

	思を持っていて、事ある毎に団長等に、消防車をくれとかです ね、っていう働きかけをしている学生もいます。もちろん 少数ですし、それは継続的に管理できる体制がとれるかとい えばそういうわけではございません。まあ、ただそういう学 生がいるということをご理解いただいて、自主的に出動する 分にはその団員として受け入れていただけるというふうにし ていただければ非常にありがたく存じます。 この件につきましてあと何かございますでしょうか。
廣瀬委員	自主的に出られたときっていうのは、その保険とか公務災 害適用っていうのは、それは適用されるんですね。
木村会長	そうです。
野中副会長	保険に、掛かっています。
廣瀬委員	今は有事の活動はしないってここに括弧書きにあるんです けれども、それと実際の消防団の考え方、学生さんの考え方 をここで整理した方が良いと思います。
木村会長	例えばこの括弧書きを外したほうがいいんじゃないかとい う・・・。
廣瀬委員	そう思うのです。 事務局の方、その辺、どう考えておられるのかと思うので すけれど。
中島委員	多分団長が言われたこと、火災が発生したときに、出動し て下さいという要請はしないということと思うのですよ。 組織的にはただ、現場が近くて、そこに火災があったらす ぐ活動しようという、そういう意味のとらえ方ですね。 組織として出動はさせないけれども、個人的に、そこに行 けたら活動するということ。
木村会長	結局ですね、消防団員として自分たちが何かしないといけ ないなという自主的な活動は、拒否することができないとい うことですね。
野中副会長	実際に、園部の新光悦の工業団地の倉庫で火災があった時

	も、早朝だったんで、近隣に住む学生たちが、どこで発生しているか、広域消防の方のホームページ見ればどこで火災が発生しているか、というような情報を得て、駆けつけた学生団員が3名いました。また、深夜にかかわらず出動してくれた、誤報だったんですけどそれも3～4人と集まってくれるので、それを止めることもできない。しっかりと、何時に何名、現場到着して、その指揮命令系統に入りますみたいな、ちゃんと報告もしてくれるのです。
廣瀬委員	「しない」、「できない」ではなく、要請はしないという表現なのか、ちょっと微妙な表現です。
野中副会長	火事があり、今すぐ学生も、近くにおる学生は、すぐに来てください、行けってというような命令はしません。
廣瀬委員	だから、出動命令は出さないということなのか、してはいけないというわけじゃなくて、現実的にされて仕組みもされてるのです。「しない」という表現が何となく、普通に聞くとどうなんだろうなっていう。 そのように思うので、説明いただいた。
田鶴委員	学生団員は、学生団員自体が、現場に行ったときに、消防団員消防活動を行うものとしての識別ができるようなユニフォームとかを、持っていますか。
野中副会長	持っています。
田鶴委員	そうであれば、例えば、出動途中で事故を起こした場合については、その学生の身分保障っていうのは、十分される状況での、識別できる状態での判断ができる状態になっているのですね。
野中副会長	普通団員と全く一緒です。
田鶴委員	それではそれを、例えば出動者は木村先生が把握されてるということですか。
木村会長	いや、そういうことはありません。

野中副会長	それは行政が把握しています。
田鶴委員	出動しても、身分保障は充分なされており保障されています。 そういう状態ということが分かりました。 次に、学生団員については緊急車、救急車両についての乗車については、不可能と判断してたんですが、可能なんですか。
野中副会長	ただ積載車が、学校にあるわけでもなく、周辺にないんで。軽の積載車とか、そういう資機材を配備はしてませんので、自然とその緊急自動車の走行での、乗車しての出動はまずは該当ないということです。
田鶴委員	消防OB団員については、緊急車両の乗車等も含めて幅広い消防活動を行うことを可能とした団という状況で組織される。
野中副会長	そうです。
田鶴委員	わかりました。
木村会長	はい。
田尻委員。	消防OB団員は、人員的にどれぐらい見込まれているんですかね。
危機管理監	今後、各集落に、そのあたりの意向調査させられて、上がってきた数字というのが実態なのか、と思われます。
木村会長	あといかがでしょうか。どうぞ。
中島委員	私が消防団から退団したときに、地区の中で消防のレスキュー隊っていう組織を利用させていただいて、美山町に5つ旧小学校区内にあるんですけども、それすべてレスキュー隊として登録をして、OB隊みたいな組織を今作っております。 ただし、今までのOB隊は、火災であっても、連絡もなか

木村会長	なかしなかったんですね。 だから周知もしないし、分かったら行くっていうことでした。しかし、うちら集落地区だけは、出動要請をOBの中だけで共有し、出動できる人は出てくださってという組織に変えました。 ただし、同じところでまた火災があったんですが、実際に車両の持ち出しはできない。器具を使っても駄目。という制約のもとで入っておりますので、実際には具体的に駆けつけるのですが、昼間は仕事で人員がそろわない。機能も何も持たずにその火災現場にいるので、もどかしいというか、そういう経験をしてたのです。 やはりやっぱり車両に乗ってもいい。ポンプを稼働してもいい。そういう組織にやはり変更する、要望する必要があるなっていうことはちょっと問題としてありました。 そういったことが2年ぐらいありまして、この会議で提案されましたので、大変うれしいことだなと思ってます。 だからその、レスキュー隊を作ったときに、今、異常気象で警報が頻繁に出される。大規模な災害が起こるかもしれない。そこまでレスキュー隊を集まってくださってのはなかなか難しいなという議論だったんですよ。 火災なら、今すぐに行って初期消火するとかあります。 けれども、複数回警報が出る。地震なら即時ですけども、そうじゃない部分にレスキュー隊が出ていって、詰所で待機する。それはちょっと難しいなという議論の中で、自分たちの対応は火災だけにしようというふうに決めています。 で、なので、そういう意味ではちょっと議論をいただきたいなというふうに思ってます。 でないと組織が実はできなかったということです。 あと、出動手当ですが、あえて書いていただけてますけども、一般の住民の方も火災があって当然そこへ駆けつけて消火活動をします。できることはされます。初期消火、ホース持ったり、できることをされます。しかし、その中でOB団員には出動手当があります。一般の方は手当はありません。集落では出動手当なしの方が負担が軽いかなというふうなこともちょっと思っており、その部分について意見を述べさせていただきました。 以上です。 はい。ありがとうございます。
-------------	--

事務局（畠中課長）	先ほどの中島委員からのご発言の中で、その出動報酬も、ない方がよいのかなというようなご意見ございましたけども、これについて事務局の方向かご意見ございますか。 事務局としては「出動報酬あり」として提案をさせていただいたんですけども、この協議の場で、皆様そういうご意見で、まとめていただけるのであれば、南丹市としては、市長からもあります「財政的なこと」もありますので、願ってもないことかなと考えます。
田鶴委員	私の区では、消防団については、いわゆる、ここに書いてある、消防団員等公務災害補償及び共済、加入という形をしておるものですから、有事の際、区民が1家庭1人だけは保険に入っています。 団員報酬をなくす代わりに、世帯で1人が防災活動に当たれるような、機動的な防災意識を持ってもらって、入っていただくようなものができるのでしょうか。
危機管理監	田鶴委員、それから中島委員、貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。 今回議論していただいている内容というのはあくまで消防団という前提でございますので、まずその枠組みの中で、補償の設定等を考えていけなければなりません。 このように思っておりますし、各集落で組織をいただいております。自主防災組織でありますとか、ふるさとレスキューの関係について、それらの活動の補償であるとか、そういった部分についてはそれぞれの団体で、お考えいただければ幸いに存じます。また、今回は消防団員について申しましたが、その中での公務災害補償の適用というところでございますので、先ほど中島委員からございましたように、機能別団員には、出動報酬が出て、それ以外にも出ないという不公平感があるのではという。貴重なご意見でございましたけれども、私実はそういう視点で、今日初めて見まして、やはり出ていただいて活動していただいた団員さんについては、報酬支払って当たり前かなという認識でいた訳なんですけれども、そのあたりにつきましてもですね、新たな視点で見ていただいてご意見いただいておりますので、本委員会で十分議論いただけたら、ありがたいと思います。 以上です。

木村会長	はい。ありがとうございます。 参考までに多分市民の皆様が消防活動や行ってけがをしたとか、なったときに消防協力者という形での補償があると思いますので、その辺りは、事務局の方に問い合わせをして下さい。
田鶴委員	はい。是非そうしたら話して活動できると思います。
木村会長	これについて園部消防は、何かございますか。
田尻委員	先ほど、OB団員数等について聞かしていただいたのは、募集されるのか、人数的に設定されてるのか、というように思った為です。 あと出動手当の方は、いろいろな議論がありましてこれからちょっと考えてなければと思っております。
木村会長	はい。ありがとうございます。 私の方から質問なんですけれどもまず消防OB団員なんです、この福祉共済の方が年齢80歳6ヶ月までってことになってるわけですけども、定年等を設ける予定でしょうか。
事務局（寺田係長）	まだ、考えていなかったですが、そのことがあるんでしたらちょっと設ける必要があるとも考えられます。
木村会長	そういうふうになってきたときに、もしかしたら今後その高齢社会の中で、まだ80歳の人だったら、いろんな意味でご活躍いただける場面があると思いますので、どのように扱っていくのかということが問題になるかもしれませんね。 あともう1つ学生機能別数団員についてなんですけども、基本的に、例えばOBのところを見ましたら、火災、風水害、大規模災害等の活動となっていて、学生の方はそうじゃなくて予防とか広報、形になっているわけですけども、もしかしたら学生は大規模災害の後方支援で、かなり役に立つんじゃないかというように思います。 実際にその時期とか場所によっても変わりますが、その時に招集ができるような形で活動内容を整理していた方がいいかもしれません。 最近大規模災害は、あまりこの地域では起こっていないの

野中副会長	ですが、数日にわたる林野火災であるとか、洪水被害等が起こったときには、何らかの人手が必要になる。 その時の力仕事っていうのは学生も非常に得意としておりますので、ご検討いただければと思います。 あと何かこの件につきまして、特に問題はございませんか。 今、中島委員さんからのご意見があったんですが、OB団員さんの出動の範囲はやはり火災だけの方が、いいんでしょうか。というのは、この前の美山土砂崩れであったときに、OB団員さんも土嚢作って、水防活動していただいたような、報告があったと思うのですがそうですよね。 その辺を、実績に合った水防活動なんか、その地域における水防活動だったんじゃないかなと思いながら、ちょっとお聞きしたいなと思っていたのですが如何でしょうか。
中島委員	原則、火災については出動してくださいっていうこと。で出動してもらえます。 ただ地区集落によっては、どこで水が出る危ないかっていうのは、各集落で自主的に区として見て回るような活動をしています。そこで必要があったらそれをするということになりますし、そこで消防団との連携はとるという話していますが、出動してくださいということになりますと拘束を行いますので、そこは自主的にというような部分にしていかないと、要請をするともう絶対詰所に行かなあかんということになるので、火災のみという形で、現時点はしていただくと、後々やはり、団員数は減少してみても、やはりそこで詰所でいてもらいたいなということになれば、そのことでは必要だろうと思うのですが、今は火災だけにしておいていただけたら、入ってもらおうOB団員のハードルが下がるんじゃないかなと思います。
田尻委員	今、話のあった火災の場合、OB団員さんが出られるというか出動されるということですが、この装備的な、ヘルメットとか、長靴とか、そういったものは詰所の物を使用されるというような前提ですか。
事務局（寺田係長）	はい、防火服なんかもそれぞれの分団の詰所に備え付けてあるんじゃないかと思います。

野中副会長	現場は何回か言ったけど、着てた。
中島委員	制度を利用して、ヘルメット、長靴、ジャケットから識別できるものは配備をしています。なので、自分のとこだったら消防団やレスキュー隊やということが認識できるような形をしていますので、それで十分ではないかなと思っています。 ただ、今後、車両等持ち出しをするということになった場合には、今おっしゃったように、車両に装備品がありますし、そういうものを利用したらいいんじゃないかな、新たに機能別消防団として、ない場合は、至急考えないと行けませんけども、現時点では、なんとかなるんではと思います。
田鶴委員	10数年前に、各区、ヘルメット、長靴を支給された。そのときも、消防OBとか、区の方で、非常に出動するときのことで、会議所、詰所の方にヘルメットと長靴が置いてあるんです。 そんなものが10数年前に支給されたと思うのですが、今は置いてないんですか。日吉だけと思うのですが如何ですか。
野中副会長	ただヘルメットについては、現在個人支給なんです。支給で対応してるんで、やはりOB団員の方のヘルメットはやはりそろえていただきたいな。
木村会長	とりあえず、この種の消防OB団員の機能別団員を創設するということは、個人装備もきちんと考えざるをえない。 ヘルメットのみで良いでしょうか。
野中副会長	ヘルメットのみでいいです。
木村会長	活動服は必要ありませんか。
野中副会長	各々の服で良いと考えます。
木村会長	承知いたしました。 そして一応ですね、この件に関しては、ヘルメットについては個人装備にする。ということで、事務局の方、問題はありますか。
事務局（寺田係長）	ありません。

木村会長	もしこれを創設するとなった場合に、いつの議会に上程していきますか。
事務局（寺田係長）	できましたらですね、令和7年度の4月1日から機能別消防団員という形でスタートしたいなと思っております。今年度中、3月の議会で提案するという形で、スケジュール的に思ってます。
木村会長	はい、承知いたしました。
野中副会長	12月議会には間に合いませんか。
危機管理監	議論が煮詰まれば可能かと考えます。
木村会長	3月の方が、やりやすいです。
事務局（寺田係長）	そうですね。余裕があったほうが良いです。
野中副会長	ヘルメットの準備も算段に入れ準備を進めてください。日程調整しながら、よろしくお願いします。
木村会長	ここでは特に定員は設けないということでとですね。
事務局（寺田係長）	ちょっと先ほど危機管理監からありましたように、その地域毎にどれぐらいの数が、これはまだちょっとわかっておりませんので、それで定員は書くつもりです。 消防団が1300人以内。機能別消防団が何人以内という形で分けて整理しようかなという形で思っております。
木村会長	はい。承知いたしました。 それではそれについては、正式に定数が決まれば、そこでもう一度委員会から何か報告ということがございますか。 それでは、手続きを踏まえて進めていくという形でよろしいでしょうか。
野中副会長	あと、先ほどご意見があったとおり原則火災で、という出動の種別で、その文面的に、原則は火災、しかしながら、大規模火災では、要請する場合であるとかそういうような文面

危機管理監	をつけていただく方は、今後もいいんじゃないかなと思います。 我々の、イメージとしましては、消防ＯＢ団員さんの出動につきましては、原則自主的に出動いただくというイメージでおります。 今回、活動内容についても火災、風水害大規模災害を書かせていただいているのは、美山が原子力発電所の３０キロ圏内ということで、有事の際の住民避難の誘導等ですね、お世話いただけたらなというイメージでいたわけなんです。 実際問題として、ふるさとレスキューでありますとか、自主防災組織の活動のすみ分けについて、どこからは消防ＯＢでどこから自主防災組織なんだというのはなかなか難しいというところで、ひっくるめてはちょっと言葉乱暴ですが、そういったところも包括する意味で、こういうふうに書かせていただいておりますというところです。
木村会長	はい。ありがとうございます。
中島委員	今の意味でいくと体系は、このままでいくということですかね。
危機管理監	で、如何でしょうか。
野中副会長	いや、どうですか。 何のためのＯＢ団員か、機能別団員か意味がなくなるんじゃないかなと。 やはり支えがあったら、火災があったときにはちゃんと連絡ができるような、組織でないと。全然意味がないと。
危機管理監	団の組織の枠組みの中で、連絡網をつくってということですか。
野中副会長	逆に言いますと、５つのそれぞれの地域の代表の方が、中部広域消防指令センターが福知山にありますが、メール責任者が受けられるとか、このような体制は必要と思っております。
危機管理監	各自治会単位等、個別の連絡網というイメージを持ってお

野中副会長	りました。 それについては、やはり組織の中にある部分とすれば、近くなのですぐ駆けつけてくれて、実際私も到着したら誰が消したのか。OB団員の方が消火栓使って消火されました。その時はもう、OB団員はおられませんでした。 やはり初動体制から、OB団員であってもやはり、初期の段階の連絡は必要なのかなと考えます。
中島委員	今のを受けて。美山で起きた件で、京都中部からメールが来た消防団員の分団長さんからメールをもらって、それをラインで配信する方法を取っています。その団員がなければ出動が出来ないんです。つまり、消火活動が出来ないということです。でもこの連絡をきっちりすることによって迅速に集まれて消火出来るんです。 この連絡がなければ、ただの住民と同じなんです。 だから、連絡網を一旦、OB団員にも配信されれば、より早く対応できるということなんですよ。けれど、そういうことの方が、初期消火より一番大事だと私は思います。
田鶴委員	それから、一番最初、4月の区長会でも、提案をされた方もおられるんですが、私の胡麻地区でもそういうふうに言う所があります。 サイレンが鳴らない。 ほんで、サイレンが鳴らせない地域があるのだなあ。それはその地域はもうご遠慮いただいて、できたらもう流して欲しいという地域も多いので、それやっぱりちょっと調査していただいてですね。 サイレンを鳴らして欲しいわけです。 実際、広域消防が出動して、どこで火事かなって僕は思う。広域消防の動きで、今、どっちって思います。ほな広域消防行った方行こかとかってなって、場所がいまいち、よく分からんのです。前回、東胡麻で火災があったとき、「アウト」という地名が東胡麻と上胡麻に両方あるというのを初めて分かって、多くの人が上胡麻の「アウト」が大きい在所なんで、そっちも集まって、どこも火が出てないってなって。 実は東胡麻の方に、広域消防が入って、実は同じ地名があるんだなあと初めて知ったりしてたりして、緊急放送もある意味、東胡麻の「アウト」と言われたら、上胡麻でないんだ

危機管理監	なって分かったりもして、行く場所が、私が消防やっていた時に、実はそういうふうに皆混乱したということもあったりするものですから、やはり防災の放送のシステムがあるのに、それを「使うな」なんていうことが出てる地域はもう仕方がないと思うのですが、そうでない地域もやっぱ多いと思うので、やはりサイレン等を防災の方をもうちょっと検討していただいて、みんなが動きやすいシステムにしないと、激甚災害の時は皆どないすんやと、例えば先ほど原発だったときに、我々については「畑郷」とか、日吉だったら「田原」地域が当たりますのでね、その時にどう迅速にどうシミュレーションしようかということが必要なので、是非ちょっと防災サイレンとか放送を含めてちょっとご検討を、ちょっとやはりしていかなないと、やっぱ厳しいんじゃないかなと。ましてや、消防OB団が出てくると、消防団は余計に分からないことになるんですよ。ネットワークが、非常に管理する南丹市側が複雑なんで、団長さんも大変な管理をやっていると。多分消防現場での団長さん自身が、ただなんかすごく複雑なような気がして。そうならないようにするためにも、まず防災サイレン等を含めて、適確な指示が、出される必要があるんじゃないかなという。例えば消防団員も出動お願いしますとかね。いうふうにもいえるんやったらもっと楽なんですよ。規模大きいので消防団の方の協力お願いしますとかね。というような放送のようなものがあってもいいかなと思ったりするものですから、実際に防火に当たるものが動きやすくなるようなシステムをやはり考えていかなないとちょっとまずいんじゃないかなというふうに、これは胡麻のことから口を揃えて、やはりサイレン鳴ったらなあという人が結構多いものですから、ちょっとご検討をお願いしたいなと思います。 只今のご意見でございますが、サイレンを鳴らすことにつきましては、各地域にその辺の希望といいますか、調査は、入ってもいいのかなというふうに考えておりますし、また、防災行政無線なんですけれども、以前からそういった放送について、必要だというご意見をいただくんです。 例えば火災でありますとか、熊の出没情報。熊については、放送させていただいておるのかなと思うのですが。 火災についてはですね、放送することによって、言い方悪いんですけどね。野次馬の方が、集まったりし、その方が乗ってこられた車両等が消防車両の通行を阻害しましてです
--------------	---

木村会長	ね、消防活動に支障を来したところもあって、放送させていただいていないというのが実態です。 あと消防OB団員さんへの出動等の連絡体系につきましてはですね、今回、議論の項目としては入っておりませんで、今後、消防団の方と十分に詰めさしていただいて、報告させていただければなというふうに考えております。以上です。 ありがとうございます。 本件につきましては機能別団員の創設ということに関しては問題なしという形でよろしいでしょうか。 これを正式に決定するにあたって、詳細なところを一部文言の書き換え等が必要になったように思いますので、それについては改めて、事務局で案を出していただきまして、それで再度検討いただくということではよろしいでしょうか。 そのように答申するということで決定をさせていただきます。 はい。 ありがとうございます。 それでは続きまして諮問第3の消防団員の報酬についてに入りたいと思います。 事務局の方から説明お願いいたします。
事務局（寺田係長）	はい。そうしましたら続きまして、消防団員報酬について説明をいたします。 資料ですけれども先ほどの機能別消防団の次の資料3-1と言うものと、あと参考資料の方でもですねちょっと中ほどになるんですけども、参考資料3を見ていただきながら進めて行きます。 まずは参考資料の3にございますけども、消防庁長官からの文章の方を付けさせていただいております。 消防庁長官の文書により、消防団員報酬の増額ですとか、報酬の団員の個人への支給が求められておりますので、その内容について、諮問を行うものでございます。 こちらの参考資料3でございますけども、令和3年4月13日付け消防地第171号により消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」として文書が発出されており、消防団員の処遇改善が求められているところであり、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13号において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善

を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」という風にされてる。

こちらの資料、参考資料3のですね、ちょっと重要なところに赤線をさせていただいておりますけども、こちらもちよっと読み上げていきたいと思います。

参考資料3でございます。

赤字の部分でございますけども、中ほどからでございます。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け、今後必要な措置として取り組むべき事項や、留意事項を下記のとおり取りまとめました。

市町村にあたっては、本通知の内容や、消防団を中核とした、地域消防力の充実強化を図る法律第13条において、「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた、適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされてることを踏まえて、適正に取り組んでいただきたいという文章がされておるところでございます。

1ページちょっとめくっていただいたところでございますけれども、こちら赤字のところでございます。

記以下の1つめでございますが、消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討することとされております。

2つ目ですけれども、本来団員個人に直接支給すべき経費、（年額報酬やの出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進のや広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれの市町村において適切に予算措置すべきであるという形でされております。

また3つ目でございますけれども、各市町村においては、消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については、令和4年の当初予算から必要な額を計上することとされているところでございます。

	続きまして次のページの1でございますけども、こちらの方が、非常勤消防団員等の報酬額等の基準という形で書いてございます。 赤線の部分でございますけども、第1ということで、非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払える年額報酬及び出動に応じて支払える出動報酬の二種類とするという形でございます。 第2でございますけれども、年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」に定める、「団員」階級の者について、年額36500円を基準とする。 「団員」より上位の階級になる者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める形でございます。 第3でございますけども、出動報酬の額は、災害に関する出動について、1日当たり8000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。 4ということで、上記に掲げる報酬の他、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要な措置対応としまして、報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて、市町村から直接支給するという形の文書がございまして、こちらの第1から第5、それが主な項目ということで、報酬等の額の基準を示されながら、国の方から示されているという形でございます。 参考資料4という形でつけておりますけれども、 こちらの方は、能登半島地震での消防団活動の事例を踏まえて、令和6年2月22日に、京都府から市町村に通知されたものです。 中身としましてはですね、総務大臣文書ですとか、消防庁長官の文書が添付されておまして、能登半島地震での事例を踏まえまして、消防団の報酬等の処遇改善について、早急な対応が求められているところです。 こういったことを踏まえまして、南丹市消防団といたしましては、年額報酬と、出動報酬というような2種類の話がございましたが、先に年額報酬を改正をするという形で、整理をしていきたいと考えています。 年額報酬の改正の額ですとかにつきましては、資料の3－
--	---

	1の表の方で示させていただいておるところでございます。3-1の表ですけれども、上のところがですね、年額報酬の現状がございまして、右側に地方交付税の単価と、いうものでございます。 そちらの差を埋めていくような形で考えてるわけでございます。 下の表のところはですね、現状の単価で計算した場合と、改正後の単価で計算した場合に、全体的にどれくらい変わるかといったところを、試算しておるところでございます。 上の中程の表でございますけれども、年額報酬の単価については、消防庁長官文書で、団員の階級の者で年額で36500円、こちらは地方交付税単価でございますけれども、こちらを支給と言う形と、団員より上位の階級にあるものについては、業務の負荷や職責を勘案して支給と言う形で、明示されておるところでございます。 こうした36500円というものですとか、地方交付税の単価を踏まえ、また次の資料3-1の2ページめくっていただいたところにはですね、資料3-2という形で近隣の亀岡市さん京丹波町さんでございますとか、その他府内の市町村のところの年額報酬の単価を一覧で表示しておりますけれども、そういったところを踏まえまして、南丹市の年額報酬の案を書かせていただいたものでございます。 資料3-1のまとめでございますけれども、年額報酬の単価の考え方と、いたしまして、年額報酬現状のものが、交付税単価より低い状況にある方々、副分団長の方ですとか、部長の方、班長級の方等については、地方交付税の単価まで引き上げる。いうことを基本にしたいと。いう形で考えてるところでございます。 地方交付税単価につきましてはですね、 団員が36500円であったりとか、 班長が、37000円。 部長が、37000円。 副分団長が46500円という形でございますが、そこが今現状、団員報酬がすでに下回ってるというところがございますので、副分団長以下の皆様は、地方交付税の単価まで引き上げるという形で考えております。 また地方交付税の単価でいきますと、部長級の方と班長級の方は、37000円という形で、と同じなんですけれども、現状の単価でも、部長級は3万円、班長級は24000円と
--	--

いうことで差がついております。

業務等を勘案いたしまして、部長級の方が業務ですとか、責任も重いということで、現状も差がついておりますので、部長と班長は、改正後も差をつけて考えていく。という形で考えておるところでございます。

また学生の団員の皆様は、今はまだ団員という形で、団員の方と一緒に形なんですけれども、先程ありました、機能別団員という形で位置付けまして、団員とは別にですね、報酬額を設定いたしまして、現状の18000円というのをそのまま維持の形で考えたところでございます。

こちらの方が単価という形でございます。

あと年額報酬の改定の時期でございますけれども、報酬であることから、南丹市報酬審議会での審議や、条例の改正が必要です。

また、市役所の財政部局や市町の考えも踏まえまして、令和7年度から改定することとしまして、今年11月の令和7年度の当初予算の編成予算に要求をしていきたいとの形のスケジュールで今考えておるところでございます。

またこちらの報酬の支給方法につきましては、先ほどの消防庁長官の文書で、団員個人への直接支給が求められるものでございます。

令和5年度、去年にですね、団員報酬を直接支払ったというものが143人。副分団長以上の団員の方と、女性分団の方、それと学生団員の方は、個人に支払っておりますけれども、それ以外の方は、分団等でまとめている形でございます。これは、全体の10%ぐらいの方が、個人に支払ってるんですけども、それ以外は、まとめて分団等にお支払いをしている形でございます。

ですが、消防庁長官の個人に直接支給というなことを求められているということもございまして、こちらの方は、今年度から取りかかっていきたいという形で考えております。

支給を行うためには口座情報、をですね消防団員の皆さんから集める必要がございますが、今の想定では、部の部長さんですとか、班長さんを通じて、収集する形で考えておるところでございます。

こちらの方は、今年の秋ぐらいからですね、口座情報の収集や、支払いの準備に取り組んできまして、今年12月に団員報酬を支払うときから、個人支給という形で進めていけたらという形で考えておるところでございます。

	以上、年額報酬の開始と、個人の口座への支給の関係の説明でございます。
木村会長	はい。ありがとうございました。 それでは委員の皆様からご質問ご意見ございましたら、よろしく願いいたします。
田鶴委員	些末なことをお聞きしますが、地方交付税というのは、いわゆる定員の１３００に対して交付金が出るのでしょうか。実働人数に対して出るのでしょうか。
事務局（畠中課長）	交付税の考え方は、ちょっと標準的な団体に対して標準的な経費を国から交付税という形で交付されるものでして、南丹市のこの定数に合わせたものではないんですが、その基準では団員、一般団員については３６５００円っていう・・・。
田鶴委員	人数ですね、人数に対して支給される、その３６５００円というのが、いわゆる定数に定めた人数に対して、支給されるのか。実際の加入団員に対してなのか、どちらなんですか。
事務局（畠中課長）	交付税上は１０万人規模の人口に対して、消防団員は５８３人。ということが決まっておりますね、南丹市はその１０万に対して３万人強しか、人口がおりませんので、それに比例して、消防団員も、まず、数百人で良いいってことになります。
田鶴委員	その「数百人分の交付税」ということではないのですね。 それで、実は不思議に思ったのが、資料３－２。 実は、福知山市で、かなり人口が減りましたが、先ほどの基準からしたら千人規模。例えば宮津市３７０、飛び地の地域もあったりして非常に土砂崩れの多い地域が含まれます。亀岡市になったら９００人。京丹波町、あんだけ広い地域南丹市からの地域ですと８５０人という人数を考えたときに、南丹市の財政負担含めて、交付金の金額の割合から見たら非常に負担が大きいのではないかと。 ということで、１３００人も含めて再度検討して、スリム化する必要性というのがあるんじゃないかと思うので、ちょっと、他町に比べたら、ちょっと定員数が多いかな。 例えば、京田辺市もかなり広いんですけど３３７人です。

危機管理監	木津川市は、どうなんかな。あんま広ないな。 ちょっと定数はもう少し、スリム化して、要するに各分団の統廃合を含めて、ちょっとスリム化していく方向をもうちょっと模索したほうがいいんじゃないかという気がするんですけど。 ちょっとすいません、いらんこと言いました。 ただいまのご意見でございますが、団員数っていうのはですね、単純に人口比率であつたりとかそういった部分で決められない一面もございまして、やはりエリアですね、カバーするエリア、そういったところも考慮していかなきゃなりませんし、今回諮問第４号ですね、消防団の組織見直しについても、ご議論いただくことになっておりまして、今までから、分団の運営が立ち行かないところについては、合併等をしていただく中で、組織の見直しをかけてきていただいておりますという実態でございますし、必要に応じてそれは都度、行う必要があるのかな。いうふうに考えております。 他の自治体の団員数にすると、単純な比較はできないのかなというのが、事務局の思いでございます。 以上です。
田鶴委員	例えば亀岡市は、三郎山の大火災がありましたね。 もうそれも３０年ほど前になりますかね。 あのときは、団員で出た、亀岡市の人、大変だったみたいね、突然火が降って来るみたいな、地下からわいてくるみたいな話を聞いたことがありますけれど。 例えば、亀岡市でも、大規模森林を抱えておるわけですね。 そん中で、９００人という消防団員で行っていて、これは都市部を少なくしてるから可能なのかもしれないし、その辺のことはちょっとわからないんですけども。 例えば美山町のような非常に森林が多くて、非常に困難、地域もありますから、その辺はちょっと十分考慮すべきだとは思うのですが、ちょっとその辺がちょっと、客観的に見て妥当であれば問題ないとは思うのですが、ちょっと不思議に思うのですが、
危機管理監	よく言われる話ですが、妥当な人数は何人やと言われるのですが、ちょっとそれ、わからなくて答え行き当たらないのですが、何人おれば安心なのかなあというところは、

木村会長	もう以前からの疑問点ではあります。 まあ、その答えは非常に難しいとは思いますが、常備消防とのバランスもございまして、またその地域性ですよね。 ですから面積が広くて、山が多いとかですね、そういうような場所と、あと、京都市内とか宇治市内のようなところと全くイメージが変わってくるとは思いますが、となった場合に、先ほど定数は1300ということで決定をいたしました、例えば1000人だったら無理なのですかというのは実はそういうところも、将来的には考えざるをえないんだと思うのです。 ということ考えた場合に、南丹市は、住民の安全安心のために、標準的な消防団員数よりも多くの団員を抱えて、市民のために頑張りたいというふうに考えているわけで、お金が必要だということは事実ですが、そこに少しでもですね、お金を注いでいただけるんだと、その覚悟で定数を他の市町より多くというふうに考えています。
田鶴委員	ありがとうございます。いや、よく理解できます。
廣瀬委員	引き上げる時期っていうのは来年からになりますが、他市町の引き上げはいつされているんですか。 今もうすでに、2年前に済んでいる。 この要望が消防庁かどっかから出たときに、いついつに上げなさい的なことが書いてあるんですけども、それが遅れたという理解でいいんですか。 この部分はいかがですか。
事務局（寺田係長）	はい。資料3の2のところにですね、一覧が書いてございますけども、一番下の団員のところはですね、南丹市が18000円。で亀岡市が25400円ということで、亀岡市は今年の4月に上げられまして、段階的に上げていくという形にされております。 その横はもうすべて36500円という形になっておりますけれども、もう今年の4月の段階では、その水準にまで上がっております。
廣瀬委員	遅れたことで、その団員の方なんていうのは、予算上ももちろんこれはもう通ったとしまして、昨年に遡って、支払い

木村会長	をすとか、そういう予算の問題があるんだと思うのですけども、その辺は検討はあったんですかね。 これについては整備可能ですか。
事務局（畠中課長）	えっとこの改定しても遡及適用ということは、考えていないところです。 そう言った例もございませんし、南丹市の方もっと早く報酬の改定をすべき、やったんではあるんですけども、なかなかちょっと議論まで検討がなかなか体制的にちょっと進められませんでして、今この時期に検討をお願いしておるというようなところでございます。
廣瀬委員	すいません、私は団員でないんで聞くのはおかしいんですけど、団員の方、委員さんはどうなんですかね。。
中島委員	団員からいうのも難しいと思うので、実際、6年4月の段階で、他市町のところはもう改正がされている今、実際に消防委員会の開催自体が、ここまで、委員の委嘱につきましても、開催についてをなされていなかったという現状ですよ。 それは今まで、もっと消防委員会の開催が毎年1回でもあれば、この議論があったはずなんですけど、改善されなかったということが1つ。だと思うのです。 ここでこういうふうに思ってる状況にもかかわらず、令和7年の時期に改定するということがどうなのかな。 今の段階で遅れているのだから、大変実務上大変なのかもしれないませんが、今年度12月支給の段階に支給を行ったら、できればなというふうに思うのですけど。
木村会長	はい。一応ですね、ちょっと私たちも整理をするという意味で、この報酬を上げるのに必要な手続きですね先ほど、例えば報酬審査会の審議会の話が出ておりましたけども、どういう手続きがあってその時期がいつごろなのかというちょっとご説明をしていただいてよろしいでしょうか。
事務局（寺田係長）	はい。今のところ令和7年度のスケジュールで、進めていくと、しますと、想定しておりますのが、報酬審議会ということで、見ていただいた額が妥当であるかというところを、10月ですとか11月に外部の委員さんに妥当であるかとい

	うのをご審議いただく。 そのあとに、条例改正ということで、3月の議会で、条例を改正をしまして、令和7年度から、といったスケジュールで考えるところでございます。 先ほどありました、令和6年度の今年度からというところもございますけれども、令和6年度の補正予算ですね、要求をしまして、今年度から増額するという形も検討しまして、当市の財政部局ですとか、市長と調整したところがございますけれども、現在財政の健全化の取り組みを進めている中で、補正予算での増額については困難な状況でございます。 早くとも令和7年度の当初予算の予算要求と、いう形で、市長が判断され、その中で今回、令和7年の予算要求という形で案を挙げさせていただいたところでございます。
木村会長	はい。参考までに、補正予算を上げるとすれば、幾らぐらいの補正になりますか。
事務局（寺田係長）	資料3-1の下表がですね、現状の年額で、改定前の年額でお支払いするパターンと、改定後の年額でお支払いするパターンを試算しておるんですけども、1992万円ほどの増額になるというところであります。
木村会長	はい。ありがとうございます。
廣瀬委員	委員会を開催していただいて、委員からそういう意見が出るっていうのは、なんかなと思って。嫌なことも申し上げさせていただいた訳なんですけども。 南丹市消防団の方から、そのような話を聞いたことがあって、遡ってというのはのはまず出来ないのかどうか。 できないとおっしゃるんだから。仕方ないかな。 あと事務的なところで、ちょっと説明の最後の方で、取り組みをするのに、口座番号等、いろんなそういう提出が必要だとおっしゃってますけども、それを消防団の方にさせるのか、機微情報でもありますから、事務局が団員に直接に申請をしてもらおうかっていうところでしょうか。何か、たいへんではないでしょうか。
事務局（寺田係長）	今は、消防団の方に集めていただこうと考えておりますが、機密情報もございますので、ちょっと考えておるのは、それ

	ぞれ、封してもらったものを、部長等に、まとめて提出してもらおうと考えております。
廣瀬委員	直接、団員さんから出していただくのどうですか。 郵送した費用がかかりますが。
事務局（寺田係長）	費用もかかりますし、全員の住所わかっている状況でもないです。
廣瀬委員	郵送で直接、市の危機管理課の方へ送ってもらうとか。 先日、市の、住民税が多かったんで還付しますというのが昨日届きましたので、もちろん返信用封筒で送るんですけどね、同じようにね、したらどうかと。 そういうこともあるし、分団も大変やと思いますから。
木村会長	当然この話がまとまれば、個人支給が原則っていうふうになりますよね。 そうなったときの口座管理。 それを全部しようとなったら一定の期間が必要になってきますし、となれば、補正予算を組んでっていうのは、現実的には無理です。他に、何かうまい方法はございますか。
野中副会長	令和3年4月13日。これ出たときから消防団の人はずっとその国の基準に合わせて欲しい。消防委員会を開いて欲しい。 さっきの中島団長がおられる頃から、言ってきたことで、1度も消防委員会を開かずにこうなっている。 その他、消防団員はみんないつ上がるのだと。 もうよそ、南丹船井支部でいったら京丹波町の団員と南丹市の消防団の交流とか、またひとつ大きくなったら京都中部消防連絡協議会でこの話がある、次またもう1つ広いエリアで、丹波消防連絡協議会、南丹市、綾部、京丹波等で同じ話が上がる。 南丹市はいつ上がるんだと、大分前から言われていて、ずっと今日まで我慢をしてもらってきましたんで、先ほど中島委員さんの方からのご意見があったとおり、消防団としてはやはり、今年度から団員報酬を、国の基準に合わせていただきたいなと思っております。 引き続き、来年度って提案された、令和7年度からであっ

福原委員	たら、それは団員報酬だけで、今度出動報酬の方が令和8年度からのような。 遅れて遅れて、いつまで遅らせいつまで団員が辛抱したらええのと、というような状況の中なので、是非とも今年度実施、もし日程的に無理やっておっしゃるなら、団員報酬も出動報酬も、一括してやっていただきたいなと。 そうでないともう団員の士気も全然、身に入らない。 よそ上がるのに、なぜ南丹市が上がらない。 火災が起こっても、南丹市は出動手当はありません。 同じ仕事しながら、同じ犠牲を払いながら、消防団員が、こんだけ南丹市の地域防災の要として、地域の密着した、団員が命をかけ、危険な場面がいっぱいある中で、活動していただいてる中で、1年延ばし、2年延ばし、もうこれ以上はもう我慢の限界と思ってるわけです。 その辺をちょっと理解していただいて、ちょっとこの、令和7年度の改定を団員報酬だけの、答申じゃなく、逆に言うたら、最低限令和7年から団員報酬にプラス出動報酬も、令和7年度は行くと。というようなご意見で、まとまらんと消防団、どうしても理解はしがたいと。というような状況になります。 その辺を、京都府さんはどうお考えなんかもちょっとお聞きしたいんですけど。 もちろん今年度に京都府から指導が入るという話は、前年度から入っていたんです。 それちょっと私もその辺りはちょっと本庁の動きちょっと十分理解してないのであれなんですけれども、基本的には交付税単価として示されておりますんで、消防庁の方からも、こういう通知ですってね記述的助言ではあるんですけども、示されておりますので、逆に京都府の立場とすればですね、そこは規定を合わしてもらおうというのが基本かなとは思いますが。 これはちょっと本庁で、私の所掌ですけれども、ただやはり各市町さんにおいてもですね、財政状況と、こういう健全化プランが作られておりますので、そういった事情もありますのでですね、そこはそういうことも踏まえながらですね、やっていただくというのが、見解かなと思うのです。 ただ実際にそういう消防団の実情もありますので、そこは南丹市さん方も、その辺り踏まえてですね、ちょっと対応い
-------------	--

危機管理監	ただければというふうには思います。 団長からは、以前からそのような厳しいご指摘をいただく中で、事務局として何とか団員の処遇改善について、取り組みを進めていきたいということで、理事者の方にも、お話をさしていただいていたところですが、今日も市長の冒頭の挨拶にありましたように、団員報酬については、令和7年度からと、出動報酬については段階的に考えていきたい。とおっしゃっておられました。 これについては、我々がどれだけ話をしても、そうするというので、事務局として力の無さを痛感しているところですが、何とか7年度から見直しをですね。 ようやく小さな遅い一歩でありますけど進むことができたのかなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。以上です。
野中副会長	理解は、しがたいんです。 令和4年3月末で、令和4年4月13日に通知があって、昨日今日今年度で話しとる。部分じゃないはずなんです。 令和4年5年6年度の3年間にまたがって。その間は何もなしの、なんの議論もされず、今年度、そんなこと言うたら、もうやめておきますけど、議員さんの一般質問であったため慌てふためいたのか、どうなのしれませんが。 団員の活動する上で、すごい支障をきたすというか、思いを伝えるとなったら、もうもってのほかです。 仕事の途中で抜けて来る者もおるし、来れ無い者もおるけど。その間、京丹波では、出動報酬が出たり、団員手当も上がって、亀岡も段階的に去年かそこらで段階的に上げていく。 その中で、何も議論されんまま、今日の今日まで放ったからして言ったらおかしいですけども、今日の開催にあたっては、大変ご尽力いただいてありがたいんですけど。 令和4年度3月末までにもともと最初の通知ですよ。1年2年遅れるくらいは仕方がないことで、財政健全化プランって、出たのは去年ぐらい。 令和4年度は、それは全く関係ない時期の話です。 令和5年、5年って、健全化プランできたんいつですかね。 その財政健全化プランができて良くなって、余裕ができるのか。 再来年はもっと良くなって、そうなっていくのかっていう

	保証はないですね。
危機管理監	処遇改善の団員報酬の引き上げをするんですよ。
野中副会長	はい。来年でしょ。
危機管理監	その上で今までほったらかしって言われたら、それまでかもしれない。 結果的にできてないんやからね。 ただ、事務局としてはほったらかしにしとったわけではなくて、一生懸命検討もさしていただいてました。
野中副会長	それ、うん、そやしもう1つ頑張っって欲しいのは、団員報酬も出動報酬も、一括して、やっていただかないと、駄目だ。
事務局（山崎課長補佐）	失礼します。 今回の件に関しては、諮問の中での話なんで、野中副会長の言われるとおり、分かるところなんですけれども、消防団員の報酬について、出動報酬を除くについての諮問を、答弁していただいて、そこで委員会条例の中には建議というところもありますので、またそれは、今回の建議ということで、挙げていただければいいかと思うのですが、
野中副会長	そういうことを言われたら、全部正直に話さないといけないようになります。 今日この提案するのに危機管理監と、危機管理課長に話させてもらって、今年度補正でって話をしたわけですね。でも今日開けたら、令和7年なんですよ。 諮問の議題としてはそうかもしれませんがここまで至った経過は、6年度にしても7年度に出動報酬、ていうような、ニュアンスの話だったし、年間の団員報酬も全国的な上げていただくというようなのに、納得して、今日臨んどったわけです。
事務局（山崎課長補佐）	ですので消防団員の報酬については、上げるですね。
野中副会長	上げられるんですけど、時期は急いで。
事務局（山崎課長補佐）	出動報酬については建議ということで、別であげて、こう

	すべきだということを・・・。
野中副会長	そやし、今年度中に開いていただいて、来年度、当初から、そういうふうに持っていくようにお願いしたい。
木村会長	ちょっといいですか。 今日ご参加の委員の皆さん、この議論のやりとりを聞いてですね、どのように思うかちょっとご意見いただきたいんですが。 まずはちょっと消防団以外の皆様から、どう思うかちょっとご意見いただけますか。
廣瀬委員	私さっき申し上げたとおり、支給タイミングが、聞いた感じで、或いは消防庁とか、そういう指示から見たら、遅れてるんで、消防委員会が開催されなかった云々もあるけれども、やはり事務局っていいですか、市としては、そういうものが出てるといふところに対して、消防委員会を開かなあかん、あるいは委員会がなかったって、報酬だけ、議会にかけてもらうとかいうやり方、その財政がないから、やるべきことをやらないっていうことでここにだけ負担をかけてしまったっていうのが、そういう意味で、一般企業であるならば、これを見直したときに同時に予算として、令和6年分の、一緒に予算を見ますということで、1700万。1000万円。程増えるのかな。それを令和7年度分だけじゃなくて、令和6年分も埋めて予算化して取っていただいて、悪かったなと消防団の方と、遅れたけども、令和6年分も、決裁とったでとね。 消防委員会でもそういう意見もあったしなあってこういうところへ、やっていただけたらなっていう僕の考えでございます。
木村会長	ありがとうございます。
田鶴委員	まず質問なんですけど。 私、消防委員会は、毎年開催されてると思ってたんですが。これは久しぶりなんですか。
危機管理監	そうですね。 今まで諮問案件、なかったというのが実態。

田鶴委員	諮問案件がなかったんですか。
危機管理監	はい。定例会ではございませんで、案件がある毎に開催をするという流れでございます。
田鶴委員	団員報酬等の通達を受けて、通達については、諮問対象であるかと。
危機管理監	諮問にまで至っていない。 まず近隣自治体の動向を見て、南丹市としてどうしていくのかというのを判断しなさいっていうのが、理事者の思いでございました。
田鶴委員	その近隣については、京丹波町なんか上がっておるわけですね。京丹波町は何年から上がったんですか。
事務局（寺田係長）	昨年度からです。
田鶴委員	なるほど。 そうしますとですね諮問が遅れたというのであれば、多少の現状を把握して、諮問を今年実施した。 というのであれば2000万円という予算を追加で使わなアカンという、2200万ぐらいですか。 予算を付けなアカンというのは非常にハードルの高い問題があるとは思いますが、他町の現状を考慮して、団長の立場を十分考慮した上で、私自身はやはり令和6年、今年からやはり他町に合わせて、京丹波町が令和6年からやっとなるのであれば、これはいわゆるこの会議の趣旨から考えた場合は、令和6年からの変更をせざるをえない。 いうふうに考えて、質問した次第ですけども。 やはり、団員を預かっている団長さんも非常に立場もありますのでね、是非その団長さんもやり易いような状況を作っていただく方が、後々の消防団活動がやり易いと考えます。 実際に身の丈に合った消防団員数ではないと思いますが、それを覚悟で南丹市が、消防団を抱え、日々の活動を防災活動していただいておりますと、非常に背伸びした活動をしていただいております。非常にありがたいなと思っておりますし、ただそのついでに厚かましく言えるんであ

	れば、令和6年からの予算取りをちょっと取り組んでいただけたら。ありがたいなと。 交付税については令和6年度には支給されとるわけですね。 いや要するに僕今最初に質問したのはね、36500円というのは、令和3年であるということは、令和3年から36500円に対応する交付金が出てこないかという推測をしたわけです。 当然そういう、要するにそこんところに含み益があるわけですね。 ただ実際は南丹市の実情から考えたら、実際はほとんど交付税措置は、焼け石に水だということが推測されるので、南丹市の思惑はよく理解できるんですけども、ただ令和3年、4年、5年のときと6年ですね。 今ね、だから、6年からの交付金が、過去4年間分の交付金はいわゆる余剰分がちょっとある状態で、南丹市の他の予算の総額から相殺されて交付金が消えとる。こういうふうにも解釈できるわけですから、2000万円が出てこんわけじゃないだろうなと。 いうふうに、言い訳としてはちょっと考えたわけです。 いわゆるこの諮問委員が言い訳するにあたって、やはり議員さんも含めて、言い訳する人もやっぱりあるでしょうからこそ、事務局の立場もございますのでね、事務局には辛い立場であったということもわかりますので、その辺をちょっとうまく斟酌していただいてですね、令和6年からこうなるようにしていただけたら団長も助かるんじゃないかなと。いうふうに思ったりするんですけども、ぜひその辺も含めて、両方が活用していただきたいなと思います。以上です。
木村会長	はい。 先ほどご意見いただきまして福原委員。
福原委員	先ほど申し上げたとおりであるんですけども、一応そういった交付税措置されてるということであればですね、基本はもうそこはベースになるんだろうなというふうに思います。 ただ先ほど定数の話ありましたけれども、そういった交付税措置に対して、かなり課題ってちょっと語弊あるかもしれないですけども、多くなってなってるのであればですね、本当

木村会長	にその財政厳しいんであればですね、その定員も含めて、きちんとそこは議論すべきなのかなあ。と思います。 結局いつ上げるというのは最終的にはそこまで、当然引き上げるべきだと思うのですが、先ほど申し上げたようにやっぱり財政上というところも、あるかと思うので、そこはしっかりと勘案してもら。とともにですね、きちんとそこ消防団の方にもですね、丁寧な説明というかですね、対応というか、そこをしていただきたい。と思います。以上です。 はい。ありがとうございます。 それでは、次に、消防関係の皆様方からちょっとご意見を聞かせていただければと思うのです。 はい。お願いします。
面田委員	すいません。副団長、面田と申します。 今回、こういう委員会に入らせていただきまして、入る前はどのようなものかもちょっとわからなかったんですけど、こういう資料とか、皆さんのお話聞かしていただいて、何となくではありますが分かっていた状況で、この報酬改正ということで、私も、いち消防団員、ではあるんで言いにくいことももあるんですが、やはり団員のことを思うと、1日でも早く、全国基準に応じた金額を、渡してあげたいなと思うところがあるんで、「団長に一存」ではあるんですけど、できましたら今年度、からの支給、もしくは令和7年度に、報酬と出動、出動報酬と団員報酬を考えていただけたらなと。思います。 今のところは以上です。
木村会長	はい。 ありがとうございます。
清水委員	はい。今回ここに出席させていただいたので、他の地域の報酬がこれぐらいあるということを初めて知った中での、今の現状なので、できるならば早くという思いもありますし、市の中のその財政というのも、やはり、この中でも考えていけないといけないのかなというふうには思います。 それと女性分団はなかなか、現場に出ることができないので広報とかそういった面を重視するので、実際、金額と合っ

	ているのかなというふうに、個人的には思って男性と本当に同じ金額をいただいているのかなというのも、少し個人的には思うところです。
木村会長	ありがとうございます。中島委員。
中島委員	先程もうしたとおりです。はい。
木村会長	田尻委員。いかがですか。
田尻委員	失礼します。 あの～、事務局の方も、この会議に向け、検討いただいて、準備いただいたと思いますけども、消防隊のですね、常（つね）、自分の仕事がありながら、奉仕の精神でいただいているということで、大変、ご苦労なことでもあります。 それぞれの立場、それぞれ理解はできるんですけど、何とか歩み寄れるようなところがあるのであれば、ちょっとでも改善に、まず報酬の改善に結びつけたらなど。思っております。
木村会長	ありがとうございます。 いずれにしても、きっとですね、もう少し時間をかけても解決できないと思いますので、一旦持ち帰るということにしてはいかがでしょうか。 例えば事務局の方につきましては、団長、また他の委員の皆様から出てきたご意見をどこまで酌み取ることができるのか、また、どうしても無理な場合、どのように対応していけばよいのかということ。また、その他の委員の皆様につきましては、先ほどご意見出てきたご意見をちょっと自分の中でも整理をいただいて、新しい解決策等ございましたら、ご提案いただくという形で、もう一度この件に関して審議をするべきじゃないかな日を改めてですね、次回に、審議すべきじゃないかなと思うのですけども、いかがでしょうか。 副会長、よろしいですか。
野中副会長	次回までっていうのは、そやし、もう延びたら延びるほど、結局、令和7年度から。
木村会長	はい、そうですね。

野中副会長	で、先ほどこちよつと副会長の方からは、もし7年度からになるんだったら、建議という形にはなるんでしょうけども、出動手当を、一緒に7年度からやるんだったら、要件を飲めるというような話が出ておりましたが、それは1つの解決策なんですか。 それが1つの解決策です。まあ今年度は出動報酬に関してはもう、すでにもう8月に入って、4月以降いろんな訓練やら出動があったわけです。 そのため、報告すらも上げられない。 時間的な拘束時間とかいろんな部分であれ、来年度に出動報酬を、一定の南丹市の算定に基づいた国の基準をモデルとして、スタートを令和7年度の4月1日からっていう思いの中で、全てが1年遅れ1年遅れってなってきたら、もうこの1年2年がもう、消防団員の団員からも含めて、もう示しもつかない。士気も下がる。 令和7年度に両方。していただきたいなと。同じするなら、そしたら今からでもまだ説明はできると思うのです。 消防委員会開かれて、団員報酬は、いろんな手続き上、時間的に無理やと。補正予算2000万ですが、多分他の各年度の補正予算が出たら、2000万とか4000万とか、もっと違う部分で予算がついている。不可能ではないと思う。 だからこの、今委員長言われる、次回に持ち越しってなったら、もう今、次の委員会がいつ開かれるか。理事者と同じセッション上で、引き伸ばし、引き伸ばし、結局7年度の当初の団員報酬の件も、間に合わなくなるのが恐ろしいことなんで。
木村会長	なるほどですね。
野中副会長	はい。
木村会長	いずれにしても、先ほど事務局からもございましたが、出動報酬については今回諮問に入っていないということがございますので、それを合わせて審議するべきだということになりますよね。
野中副会長	それか、もう一端ここで、令和7年度の4月1日に、出動報酬、の部分で、もう一度消防委員会を早急に、開いていた

	だきたいなと。 そうでないと、来年度は、・・・。
危機管理監	これはこれで出動報酬は出動報酬で同時進行できるように努力せいっていう話。
野中副会長	違う。出動報酬はこれでここで終わらないと先進まへん。
危機管理監	でも今回、諮問の中で出動報酬を除くと、・・・。
野中副会長	除くとなつとる。で、新たに今、提案提案ですやん。 これ、令和7年度からの提案やし、言わさせてもらったんですよ。
危機管理監	委員会としては「出動報酬も含めて議論しなさい。」という意見やね。
木村会長	そうです、そうです。
危機管理監	そういうことなんやね。なんで除くんやと。一緒にスタートしたらええやんか。という話やね。 努力はして参ります。それは。せやけどね、先ほど言いましたけど、冒頭市長があーゆふうに言うとするので、なかなかよし分かったとは思わんと思うのですけど。 それと、田鶴委員、おっしゃってました地方税交付税の話なんですけど、ちょっと単価が確かに3万6500円に上がるとるんですけど。団員数で言ったらね、南丹市1300円弱。これに対して500人分もいただいてないんです。
田鶴委員	400人ですよ。掛ける3年かけて、1200が出てくるから可能かと思います。 いや、これは単なるそろばん勘定なだけですんで、僕は出動の、報酬についてはもう、議論外だと、僕は思ってたんですよ最初から。 こんなん書いてなかったんで。 団員報酬だけでも、令和6年から実施することで、団長がここまでは貰えたぞと、やはり団長に華を持たせられると思うのですよ。いやほんまに、大変やと思いますよ、1200人もまとめてね、あのね、この前の訓練でもね、きびきびと、

やはり団員が動いて、訓練やって、日々の操法訓練の成果を出したわけなんですよ。

まあ、日吉は誰も優勝しませんでしたけど、何か寂しかったですけど、でもやはり団長は普段からやはり気張ってやっているからこそ、もう、ああいう大会がしっかりと、運営の時間どおりにまで進行していきますし、非常に素晴らしい操法大会だったなというふうには、ちょっと私、見とったんですけども、そういった意味でも、やはり団長が苦勞されてる部分ってことを考えたときに、出勤報酬についてはこれはもう議論外だと思うのですよ。今のこの流れから言うと。

諮問の中に書いてあれば市長承諾した上での、いわゆるトップ・アンド・ダウンがしっかりできると、いうことになるんでしょうけども、これ多分出勤報酬にまでなっちゃうとちょっと難しいと思うのですよ。

1 から洗い直せということ。

これは事務局も非常に苦勞されると類推しますので、まだ私は組織のことなんでよく分かんないんですけども。

だから、できたらこの、事務局として頑張っ欲しいのは、要するに、令和6年から団員報酬を何とかしたと。出勤報酬については、来年持ち越しで許してくれと、いうふうに持っていくことの方がスムーズに進むんじゃないかと。

実際400人、今ちょっとパーッと計算したら、400数十人の交付税が出ておると推測されるので、令和3、4、5、でまあ3年間、まあ3掛ける4で、約1200人、1300人の数が出てますので、差し引き分の2200万ぐらいは、もしかしたら出るんじゃないかなあというふうにちょっと推測しただけですけど。

実際の、会計、予算を作ってる立場じゃないんで、だから何とか、その事務局の中でちょっと全体の調整をしていただけて、例えば令和6年度に、例えば50%やろうとか、そういう妥協案が出てくるかもしれませんが、100%可能かどうかわかんないですけども、できたら令和6年かな、京丹波町も6年からやっとなんかということであれば、おそらくネットワークで団員は多分、京丹波町上がったらしいでということは多分出てると思われますんでね、今の話から考えて。だからできたら令和6年度の幾らかをやはりちょっと見直しやろうというぐらいのちょっと妥協案を見つけてもらえたら嬉しいですね、団長はちょっと気の毒で、ちょっと大変やと思いますね。

	いや本当にこれこんな場でこんな人情的な話するわけじゃないんですけど、やはり、組織を抱えてる以上、やはりその、団員がやりやすくしていくのが団長の仕事ですしね、そこはちょっと、うまいこと市長をね説得して、うまくいってくれたら嬉しいなと思いますね。 ちょっと厚かましいことで申し訳ありませんけど。
危機管理監	精一杯やらしてもらって、これ大変申し訳ないんですけど。
野中副会長	この諮問で、令和6年度から妥当やって言う回答やったらあかんのですか。
危機管理監	先ほど寺田の方からですねロードマップを示させてもらったんですけど、これから踏んでいかなあかんというプロセスっていうのが結構ありましてですね。 報酬審査会もそうですし、それから条例改正、この辺りも進めていけない。ということでやはり時間がかかるっていうのが、事務局これ言い訳になってしまうんですけど。 うちの言い分のところなんです。
中島委員	さっき建議ってのはどういうことなんすか。
事務局（山崎課長補佐）	南丹市消防委員会の条例の中に、ちょっと読み上げますけど第1条の中に、消防法組織法第6条に規定する南丹市が責任を果たすという消防に関し、必要な事項を調査審議し、市長の諮問、諮問されて今回開催されてるんですけど、又は建議するため、その中で、いや、他にもあるんだとか、そういった消防委員会からボトム・アップの方のことですけども、これは南丹市消防委員会を設置するというふうになってますので、トップ・ダウンでくる諮問と、あとボトムアップする案、「建議」というのがありますので、今回の野中副会長が言われていた出動報酬を除くということは「有り得ない。」というのは、諮問については消防団員報酬についてということで出動報酬は除くというふうになっていますので、それとは別に、ボトム・アップの建議ということが出来ますので、出動報酬については、建議という立場で、またその枠外で、建議ということで、消防団員報酬についても早期にやるべきだとか、野中副会長が言われたとおり、来年度にもし、団員報酬を7年度にするのであれば、出動報酬についても7年度から

	実施すべきと建議する。
中島委員	ここで、できるわけですね。
事務局（山崎課長補佐）	そういうことです。
中島委員	だから、それしかないなって言う事でしょ。今は。
木村会長	先ほど言ったように、団長のご意見とかを落としどころじゃないですけども、じゃどこでも、まとめることになれば、諮問には、今回の場合は、団員報酬についてですから、令和7年度でいいです。と、ただし、ということで建議をつけて、出動報酬も令和7年度から改正するべきだと、それをセットだということを建議としてあげるという意味ですね。
中島委員	そうです。
田鶴委員	なるほど。そういうことね。できるんですか。
木村会長	まあ、それをする市長がそれ分かりましたでもない、あくまでも諮問に建議ですので、・・・。
中島委員	ここがまとまって建議としてあげようということができれば、建議としてあげれる・・・。
木村会長	そういうぐらいの意見として上げる事はできる。という意味です。
中島委員	私はそれに、賛成です。
木村会長	ただですねその場合に、いろんな文言で、これは話が違うと、ということがきつと出てくると思う。 ですからその方向性としてはいいんですけども、内容について、もう一度その文書になったものを確認しないと。 いや、これはちょっとおかしいここを変えるべきだとか、後から出てくるかな。ということもあるので、1回持ち帰って考えてまた新しい案をですね、審議した方がいいんじゃないかなと思ったわけです。 もうそれなしに、もうそのまま、この決定とするんだと

	問題ないんですけどね。 本日はもう決定としてその消防委員会の、この答申として、まず、令和7年度から団員報酬改正をします。 原案とおりで賛成します。ただし、今回諮問にはありませんでしたが、令和7年度から、団員出動手当についても、合わせて変更するべきで、これを併せて、実施するように建議をつけるという形でまとめようということですね。 それでよろしいですか。
中島委員	私はそれでいいです。
木村会長	他の委員の皆さん、いかがですか。
田鶴委員	賛成です。そういう方向で出るようになるのであれば・・・。
危機管理監	答申の付議事項ですよ。
木村会長	はいそうです。 その付議事項だけを、それは駄目になったら、きっと委員は話が違うというふうになってくるということです。 だからそこに市長が受け入れるという義務が何もないですから、そこについて、ご理解をいただいておかないと、せっかくここで議論したのに何だったんだという話になるかなという、ちょっとその心配がございます。
危機管理監	会長。これもあと3の途中、それから諮問第4号がございますが、12時になってしまったんですけれども、引き続きご議論いただけるのか。 一旦休憩を挟むのか、どのようにさしていただいて宜しいでしょうか。
木村会長	もし可能でしたらもうあと1つ、このままでやらせていただければと思うんですけど、・・・。
田鶴委員	問題ありません。
木村会長	よろしいですか。
田鶴委員	はい。延長してください。

木村会長	ありがとうございます。そしたらまとめます。 第3号の諮問議案につきましては、先ほど申し上げたように、団員報酬について、令和7年度から原案のとおり、変更をするべきである。ということ。ただし、併せて団員出動手当についての見直しを行い、令和7年度から実施する。 これをあわせて実施することを求めるという形でまとめさせていただきます。 よろしいでしょうか。
各委員から	はい。
木村会長	ありがとうございます。 それでは最後になりますが諮問第4号、組織の見直しですね、消防団の組織見直しについてということで、事務局からお願いいたします。
事務局（寺田係長）	はい。そうしましたら諮問第4号、消防団組織の見直しについてでございます。 資料の方は資料No. 4号をお願いしたいと思います。 消防団員の報酬の総額とあわせて、組織の見直しとスリム化が必要であると考えますために、諮問を行うものでございます。 将来報酬の増額により、支給費全体が増大することは免れませんが、南丹市の財政状況が厳しい中、併せて、消防団員組織の見直しによる組織のスリム化を図り、支出を抑えることも必要となっております。 消防団の組織は、平成24年からですね、資料4の中ほどに書いてます、消防団組織の現状、こちらが平成24年からこの体制になってます。 団長が1名、副団長が3名、を筆頭に園部支団、八木支団、日吉支団、美山支団、がございまして、それぞれにですね、支団長、副支団長、副指導員長が、それぞれ支団に支団3役という形でおられます。 その下に、園部が5人の分団長、八木が5人の分団長、日吉が3人の分団長、美山が5人の分団長。という形で、18名の分団長がおられるというような、真ん中の図のものが、現状の組織でございます。 組織の見直し、案としましては、支団をなくすというもの

でございます。支団がなくなることで、支団長、副支団長、副指導員長はなくなりまして、団長、副団長、の下には、分団長が18人いらっしゃるという下の図の形にしたいなという形の案を書かせていただいております。

現在では本団の役員会としまして、団長、副団長と支団長、副支団長、副指導員長。それで、参集した会議を行いまして、その後に、それぞれの支団に持って帰られまして、また支団の方で、支団長、副支団長、副指導員長、各分団長、副分団長と同じ会議をされておりますけれども、今後はですね、本来役員会は、団長、副団長、分団長を参集して、会議をしたいという形で考えております。

今まで本団役員会、さらに支団役員会という形で2回したものを、本団役員会と、いう形で、分団長まで来ていただいた中で、協議できたらなという形で考えたところでございます。

こちらの見直し案の組織で似たような組織としましては、亀岡市消防団がございまして、亀岡市消防団は団長が1人、副団長が2人、あとは、分団長がならぶような形でございますが、南丹市消防団は、旧町が4つあることも踏まえまして、団長が1人、旧4町から、それぞれ1名の副団長で副団長が4名。以下、分団長という形の組織で、見直し案という形をさせていただいてるところであります。

また南丹市には、指導員という形の役職がございまして、副分団長が兼務されています副分団長兼指導員というのが18名と、部長級の指導員が33名おられます。

指導員につきましては、支団毎に活動されておりますので、支団によって差があるんですけれども、定期的に指導員訓練を実施されているような支団もあれば、そういったものがあまりないと、いった支団もあるということでございます。

亀岡市消防団ですとか、京丹波消防団については、指導員というような役職の方はおられず、部長や班長が、団歴の浅い団員を指導されたり、操法大会に向けての訓練には、過去の大会の出動の経験者等も加わって、団員の指導されたり、という形になっております。

南丹市消防団につきましても、副団長は兼務を外す形、部長級の指導員はなくす形としまして、部長や班長、その他経験者などが、中心に指導を行っていただくという形としまして、指導員という役職は無くしたいと考えております。

以上大きくは、支団というのはなくす。という形と、指導

	員の役職を無くす形で、スリム化を図っていきたいという案としまして提案をさせていただきます。 以上です。
木村会長	はい。ありがとうございました。 先ほどの説明につきまして何か皆様からご意見ご質問ございません。 実際に現場活動をされる消防団、の方から特にご意見ございませんか。
面田委員	はい。 今まで副団長階級が、11名。 という中で、今回頭でっかちからスリム化ということで、こういう形にしていけたほうがいいのかなあという思いがあるので、こういう案を出さしてもらっています。
木村会長	はい、ありがとうございます。 そしたら現場の方でも特に、問題はないということで宜しいですね。
面田委員	はい。そうですね。
田尻委員	指導員の制度が、これはなくなるということですか。
面田委員	はい。
田尻委員	それはもう、そういう了承済みということですか。
野中副会長	進められたらしたい。組織再編を受けての会議を持った場で、無くそうかという話でまとまった。
田尻委員	承知しました。
木村会長	はい。 あと、学識経験の委員の皆さん、如何でしょうか。 特に地区の事情に合わせて。
田鶴委員	日吉地区で言うたら、役場にも分団があるんですけど。 役場に多分、旧町の役場にも消防団の組織があるような

	気がするんですけど、・・・。
中島委員	ありましたじゃないですか。
田鶴委員	ありました。今、もうないんですか。
中島委員	はい。
田鶴委員	はい。ほんならは可能ですね。わかりました。
中島委員	現職の団員さんがご議論された結論に、あえて、言っていないのかちょっとわかりませんが、美山でいきますと、実際に、分団、小学校区を越えた火災であっても、出動してもらっていた経緯があるんです。団員も少ないし、誰か集まったときに出動というか、陣頭指揮をとるという意味で、指導員が出動されていた。 それがなくなったときに、この副団長さんの職務が、大変なんだろうと思うのです。 団長、副団長これが、南丹市全体のことを考えないかん。その副団長が、各地区のことも考えていかなあかん。各地区の有事の際にはその人がトップにならなあかん。けどその人がおられへんかったら、ほんならこの人、美山地区なり、どこの地区のトップ、誰が陣頭指揮をとるんやと。
田鶴委員	なるほど。
中島委員	これは結構難しい。ことかなあと思うのですが、どの辺をお考えなのかなーと、現職に聞きたいと思います。
野中副会長	おっしゃるとおり、その辺の心配はしておりますが、美山の考えの分団対応で災害対策にあたってるのが基本。分団を越えなければならんかったら、上の支団を越えた、当該の地区の支団、その時のトップが指揮をとりましょうと。 だから同じことなんじゃないかなと思います。 分団を、応援なり、出動するのはその分団管内の分団長なり、が陣頭指揮とってもらう。
中島委員	ということは、各地区毎に支団長、副支団長、副指導員長という3人いてですね、1人が多分都合がつかなくても2人

野中副会長	は行けた。 その地区を取りまとめる人間が誰かが行った。けど、今度は副団長しかおられないので、今4人おらはった人が、1人そのトップを束ねる人が。それがなくなれば、副団長、どの並びの人の、その出身の地区の人がトップにならないということに、それで、理解が得られて、団員さんそれでええということだったらあれですけど。その思いは、そのどういった、それをスリム化で、成長を減らす方向に行くこと持っていくんじゃないでしょうか。
中島委員	そやない。いや。そうではない。 なので、私の意見としては、 支団のところのところに、下に支団長1人でもう必要なことではないかなあという。 そうでないと副団長の責任がかなり重過ぎるんちゃうかなあというふうに思うのだけどね。 その階級は、例えば分団長という階級になっても、僕は言えると思うのだけど。
野中副会長	だからその、この中で、1つの園部ブロック、ブロックの中の分団長の中からブロック長なり、取り巻きの分団長を作ってもいいのかなという思いはあるんですよ。 1人は増やすんじゃなく。 ブロック長、まあ美山地区の地区の責任者。分団長なり。 それが、今おっしゃるとおり副団長と、その園部地区の間に1人責任をおったら、楽は楽やと思うのですよ。
中島委員	楽というか、地区のことを主に考える人が1人。 けど、本団の運営の関わる人が1人、っていうことになるんちゃうかなというふうに。本団は運営のこと、考えなあかんこともあるし、地区のことも、運営を考えていかなあかんこともあるので、その辺が分団の中のトップを決めて取りまとめようっていうことで、分団の中で合意をされているのならそれでいいのかもしれませんが。 結構、大変なことかなあというふうに推測をするので、それが、団の中で議論されて、いや、もうその各、地区も、それで行こうということが、話されているんやったらそれでいいけど、結構、難しいことかなと思う。

野中副会長	1つ加えさせていただいたら、この組織再編は令和8年の4月1日から考えてます。 まだ、考える猶予は、十分ある。 逆に、途中で任期で終わるということは、ない。 だから、必然的にも4月1日から、の組織再編。
木村会長	これちょっと、いいですか。 私から見たら、この要するに支団長が今までいましたよね。で、副団長が3人だったのを4人にする。つまり副団長と支団長が同じっていう、そういう考えなんですよね。 だからその副団長は美山だったら美山のことを考える副団長、美山出身の副団長がいて、そういうふうに考えればいいんですね。 美山とか日吉とかで、一番責任を持ってやっていくのはその副団長をトップとして、分団長がいろいろと指示を受けていると、それを統括するのが団長だというそういうような考えです。
田鶴委員	よろしいですか。 私も消防団や20数年おりましたけれど、上の方がよくわかんないんですけど。副団長って何をしてるんですか。
野中副会長	まず、それぞれ団長って、私、園部なんですけど、園部以外の旧3町から1人ずつ出てもらってですね。各それぞれの出身の支団のまとめ役というか、最終的な、それぞれに面田副団長さんだったら、プラス女性分団の分団長なんですよ。 もう1人は指導員長、3人目はラッパ隊の隊長を、それぞれ、南丹市全体のことを、やってもらっております。 それと団長不在時の代理ということで・・・。
田鶴委員	わかりました。何が言いたいかといいますと。 団長、副団長1人ずつ。 支団長4人置くという考え方はできないんですか。 というのは、支団長が仮にちょっと1名欠になっても、副団長がカバーできると。 けども支団長が4人おるとするのは大事なことで、副団長もおそらくいるんで。いるような気がするんですよ。 おそらくですよ。

	緊急時とか団長は、網羅できないと思いますね。これ。千何人いますからね。 それはもう大災害なったら大変だと思うのですよ。 そう考えると、団長と副団長一律置いて、支団長4人置くようなことの方がまだ、柔軟性があってよろしいんじゃないですか。 あえて言ったんですよ。
中島委員	1 2 4 ですね。(団長1、副団長2、支団長4)
田鶴委員	副団長、支団長をどうカバーするかっていう、全体を見てまた部分、局所、局所を見なあかんという、団長の限界というのは多分出てくるんじゃないかなという心配がちょっとありますが、中島委員ね、途中で言わはった形で、ちょっと心配するとかって感じますね。
木村会長	ただね私からすればちょっとあれなんですけど、この改正でやっとな、この南丹市が独立したなと思ったんです。 支団というのは基本的にいろんな合併していろんな市町がひつついたときに、それぞれ現状も知らんで作ってしまったというようなところがあると思うのですよね。 ですからそれがなくなって副団長ということで各地区を見ることになってやっとな消防、独立した消防団っていうかね、1つにまとまったなというふうにならないうと僕、私はそういう印象を受けました。
田鶴委員	支団長がおった方がええような気がしてしまうんで、なんかそんな気がするだけです。
木村会長	だから団長補佐みたいな形の人がいってもいいかなというのは分かるんですね。 ですからそれを否定するわけではなく、名前は支団長じゃなくて副団長でいいんじゃないかなという。
田鶴委員	なるほどね、団長補佐を1人おくということ。 いや、それでもいいと思います。団長補佐みたいなものと、支団長補佐を兼ねたような人がおった方がいいような気がしますね。1人だけでも。

木村会長	いずれにしても、この見直しのこの案のこの組織図っていうのはもうこれは、決定しないといけないということですか。 先ほど、実施は令和8年度からということになってますが。
野中副会長	これ各支団、団長、副団長を省いた支団の役員を12人でやられていた。で、会議っていうか、組織再編について意見をまとめてもらって、そのまとまってもらった意見と本団との会議の場で、この組織でっていう案を提示、提案させてもらったということ。
木村会長	ということは本日のこの委員会の中では、この見直し案については賛成するというふうにまとめてしまうということで問題はないわけですね。 先ほど田鶴委員からもちっと一部見直しのような意見が出ましたが、それはその時に、また開かれた消防委員会等で議論するという形でよろしいでしょうか。
野中副会長	そうです。最終決定はまだ結構です。
木村会長	事務局の方、その手続きで問題ございませんか。
事務局	はい。
木村会長	あと他にご意見はございませんでしょうか。
事務局（畠中課長）	すいませんちょっと資料4の表がちょっと一部間違っておりますので、訂正をお伝えさせていただきます。 見直し後の人数は947になってるんですけどもここは992ということで訂正をお願いします。
木村会長	それでは諮問第4号、消防団の組織見直しについて、原案とお承認いたしますということで、まとめさせていただきます。 それではこれでですね本日は市長からお預かりいたしました諮問につきまして、すべて結論が出ましたので、これで消防委員会の議論を終了させていただきます。 また事務局の方よろしく願いいたします。

事務局（畠中課長）	はい。木村会長ありがとうございました。 なお、協議は終了したんですけども、他に南丹市の消防防災全般について何かご意見等がございましたら、お聞かせいただけたらと思いますが。 ございませんか。
野中副会長	1点だけ。 過去に消防委員会開かれた中で、今日みたいな、継続審議が、山積み言うか、何点かあると思うんですけど。 それをきっちりと精査して下さい。 というのは、中島団長もおらはったときに、当時のことも、消防委員会開かれた時の部分もあると思うんですけど。 意見出たものが、未だに反映されていない。 最終、平成28年に終わって。
危機管理監	過去の消防委員会の答申書を確認させていただいて、どのような記載があったかを充分検証していきたいと思います。
野中副会長	いや、答申書じゃなくて、その他の意見です。意見としてしか挙がってなかったと思います。
危機管理監	議事録等を確認させていただきます。
野中副会長	出来てるって言うか。実施出来てる部分もあるけど、・・・。
危機管理監	消防委員会は、要望要求団体ではなくて、先ほど補佐が申しました建議という形で市の方に「こういう取り組みすすめるべき」、という話はいただくこと出来るんですけど、ちょっと、そのあたりのところどういう意見が出ているのか・・・。
野中副会長	いや、具体的に言ったら、その当時の片山副団長。各支団に搬送車、資機材搬送車を配備していただきたい。 いろいろあったと思うんですけど。
危機管理監	過去の会議議事録を確認させていただきます。
野中副会長	諮問の議題ではない。今みたいに、違う終わってからの話だったかどうかは、分からない。

事務局（畠中課長）	他にございませんか。 ないようでしたら、これにて本日の会議は終了させていただきます。 大変長時間にわたりまして慎重審議いただきましてありがとうございました。 これにて閉会をさせていただきます。 なお本日決まりました内容の答申につきましては、事務局で取りまとめまして、後日、木村会長にご確認いただいた後に、市長の方に答申できるよう調整します。
-----------	---